

登録商標「軽スタ」無効審決取消請求事件：知財高裁平成29(行ケ)10128・平成29年10月26日(2部)判決<請求棄却>

【キーワード】

商標の類似(商標法4条1項11号), 文字の略称

【事案の概要】

本件は, 商標登録無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。争点は, 本件商標と引用商標の類否判断の誤りの有無である。

1 本件商標

被告(軽スタジオ茅ヶ崎株式会社)は, 次の商標(以下, 「本件商標」という。)の商標権者である(甲1, 23)。

- (1) 登録商標 軽スタ(標準文字)
- (2) 登録番号 第5817753号
- (3) 出願日 平成27年7月15日
- (4) 査定日 平成27年11月16日
- (5) 登録日 平成28年1月8日
- (6) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第35類 自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自動車の部品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

2 特許庁における手続の経緯

原告(株式会社松尾モータース)が, 平成28年10月14日に本件商標についての商標登録無効審判請求(無効2016-890060号)をしたところ, 特許庁は, 平成29年5月11日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をし, その謄本は, 同月19日, 原告に送達された。

3 審決の理由の要点

(1) 本件商標は, 前記1のとおり, 「軽スタ」の文字からなるところ, その構成は, 漢字1字と片仮名2字を結合した極めて簡潔な構成からなり, また, これらの文字は, 同一の書体, 同一の大きさ, 同一の間隔で表されており, 外観上, まとまりよく一体的に看取, 把握されるというのが相当である。

そして, 本件商標からは, その構成文字に相応して, 「ケイスタ」の称呼を生じるものであり, この称呼も4音と短く, 一気に称呼し得るものである。

また, 本件商標は, 辞書等に載録のない語であって, 一般に親しまれた意味を有する成語ということもできないから, その構成全体をもって一体不可分の造語を表したものと認識されるとみるのが相当である。

したがって, 本件商標は, 「ケイスタ」の称呼を生じ, 特定の観念を生じない。

(2) 登録第5445390号商標（以下、「引用商標」という。）は、下記のとおり、「軽スタジオ」の文字を横書きしてなり、平成23年4月13日に登録出願、第35類「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自動車の部品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自動車リース事業の運営及び管理、自動車の売買契約の媒介」を指定役務として、同年10月21日に設定登録され、その商標権は、現に有効に存続しているものである。

軽スタジオ

引用商標は、上記のとおり、「軽スタジオ」の文字からなるところ、これらの文字は、同一の書体、同一の大きさ、同一の間隔で表されており、外観上、まとまりよく一体的に看取、把握されるというのが相当である。

そして、引用商標からは、その構成文字に相応して、「ケイスタジオ」の称呼が生じるものであり、その称呼も6音と冗長とはいえず、一気に称呼し得るものである。

また、引用商標は、辞書等に載録のない語であって、一般に親しまれた意味を有する成語ということもできないから、その構成全体をもって一体不可分の造語を表したものと認識されるとみるのが相当である。

したがって、引用商標は、「ケイスタジオ」の称呼を生じ、特定の観念を生じない。

(3)ア 本件商標は、「軽スタ」の文字からなるのに対し、引用商標は、「軽スタジオ」の文字からなるところ、本件商標と引用商標は、「軽スタ」の文字を同じくするとしても、これに続く「ジオ」の2文字の有無という顕著な差異を有するものであるから、外観上、相紛れるおそれはない。

イ 本件商標より生じる「ケイスタ」の称呼と引用商標より生じる「ケイスタジオ」の称呼とは、「ケイスタ」の音を同じくするとしても、これに続く「ジオ」の音の有無という差異を有するものであるから、両称呼は、前者が4音、後者が6音という比較的短い音構成よりなる上、差異音の「ジオ」の音は、いずれの音も比較的強く発音され、明瞭に響く音といえるから、この差異音が称呼全体に及ぼす影響は小さくなく、それぞれの称呼を全体で称呼した場合において、その語調、語感が相違し、称呼上、十分聴別できるものである。

ウ 本件商標と引用商標とは、いずれも特定の観念を生じないものであるから、観念において比較することはできない。

エ 以上のとおり、本件商標と引用商標は、共に特定の観念を生じないから、観念において比較することができず、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、これらを総合して判断すると、両商標は、非類似の商標とみるべきである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項11号に該当しない。

【判 断】

当裁判所は、本件商標は、引用商標に類似する商標（商標法4条1項11号）に当たるものではないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 本件商標は、前記第2の1のとおり、「軽スタ」という漢字1字と片仮名2字を結合した構成の標準文字からなり、外観上、一体的に看取、把握されるものである。

また、本件商標からは、その構成文字に応じて、「ケイスタ」の称呼を生じ、この称呼は4音と短いことから、一気に称呼し得るものである。

2 本件商標は、辞書等に載っていない造語であると解されるから、直ちに特定の観念を生じるものではない。

もっとも、本件商標の指定役務は、自動車及びその部品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供であること、「軽」が「軽自動車」の略称として用いられていること（甲3の1～4）からすると、「軽」という漢字部分からは「軽自動車」が想起される。

他方、「スタ」という片仮名部分は、それ自体に特定の意味がないところ、これと結合する「軽」という漢字部分からは指定役務との関係で「軽自動車」が想起されること、本件商標の査定日である平成27年11月16日以前から、「新しいまちづくりをスタートさせるスタッフ」を意味するものとして4音の「まちスタ」が使用されていたほか（乙9）、「おはようスタジオ」というテレビ番組を「おはスタ」と略称する（甲5の1・2）など、「スタ」が略称として用いられることが少なからずあったこと（弁論の全趣旨）からすると、本件商標の指定役務の需要者には、「スタ」という片仮名部分も特定の単語の略称であると想起されることがあり得るといえることができる。

しかし、「スタ」という片仮名部分が特定の単語の略称であるとして、冒頭2字を略称にすることは限らないし、「スタ」から始まる片仮名の単語については、広辞苑（第6版）掲載のものに限っても、「スター」、「スタート」、「スタイリッシュ」、「スタイル」、「スタジアム」、「スタジオ」、「スタッフ」、「スタディー」のほか（甲4）、「スタミナ」、「スタメン」、「スタンダード」、「スタンド」、「スタンバイ」などがあり、いずれも「スタ」と略称される可能性があるといえることができる（甲5の1・2、甲6～9、乙6～9）。そして、本件商標の指定役務との関係や、「軽自動車」の略称と考えられる「軽」という漢字部分との組み合わせを考えても、本件商標の指定役務の需要者において、これらの「スタ」から始まる多数の単語のうち、いずれかのみを強く想起するということとはできない。

そうすると、本件商標に接した本件商標の指定役務の需要者は、本件商標が軽自動車と「スタ」から始まる何らかの単語を組み合わせたものの略称と考えられることまでを想起するとしても、本件商標全体から特定の観念を想起する

ことはできないというべきである。

3 引用商標は、前記第2の3(2)のとおり、「軽スタジオ」という漢字1字と片仮名4字を横書きした構成からなるが、これらの文字は、同一の書体、同一の大きさ、同一の間隔で表されており、外観上、一体的に看取、把握されるものである。

また、引用商標からは、その構成文字に応じて、「ケイスタジオ」の称呼を生じ、この称呼は6音であることから、一気に称呼し得るものである。

さらに、引用商標は、「軽」という漢字と「スタジオ」という片仮名から構成されるものであるところ、その指定役務が「自動車及びその部品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、自動車リース事業の運営及び管理、自動車の売買契約の媒介」であること、「軽」が「軽自動車」の略称として用いられていることからすると、「軽」という漢字部分からは「軽自動車」が想起される。他方、「スタジオ」は、①画家、彫刻家、写真家、デザイナーなど芸術家の仕事場、②映画や写真の撮影所、③音楽の録音室・練習室、④放送局の放送室などといった意味を有する単語であり（甲4、乙1～5）、引用商標の指定役務と直ちに結びつくものではないが、「軽自動車」の略称である「軽」と結合して用いられていることから、引用商標全体からは、「軽自動車に関する役務の提供が受けられる場所」といった観念を想起するものと認められる。

4 前記1～3によると、本件商標と引用商標の外観は、「軽スタ」という文字部分が共通であるものの、本件商標が3字であるのに対し、引用商標は5字であり、離隔的観察においても、外観上の相違を十分認識することができる。

また、本件商標と引用商標の称呼は、「ケイスタ」が共通であるものの、本件商標が4音であるのに対し、引用商標は6音である上、差異音である「ジオ」は、濁音を含む明瞭に発音されるものであるから、離隔的観察においても、称呼上の相違を十分認識することができる。

さらに、引用商標からは、「軽自動車に関する役務の提供が受けられる場所」といった観念が生じるが、本件商標からは、特定の観念を想起することはできないから、本件商標と引用商標とは、観念が共通するものではない。

以上のとおり、本件商標と引用商標とは、外観及び称呼において相紛れるおそれはなく、観念が共通するものでもないから、これらを総合して判断すると、本件商標は、引用商標に類似する商標に当たらない。

5 原告は、「スタ」の文字が「〇〇スタ」、「スタ〇〇」といった形で他の言葉と組み合わせられて用いられるときには、「〇〇スタジオ」、「スタジオ〇〇」など、「スタ」部分が「スタジオ」という外来語の「ジオ」を省略したものとして用いられる例が多数存在するから、本件指定役務の需要者において、本件商標の「軽スタ」との語全体が、「軽スタジオ」の「ジオ」部分を省略しているものであると認識されるなどと主張する。

しかし、原告が「〇〇スタ」、「スタ〇〇」の例として指摘する「おはス

タ」(甲5の1・2)は放送局の放送室、「さがスタ」(甲6)と「スタねっ
と」(甲7)は音楽の録音室・練習室、「オースタ」(甲8)はコスプレスタ
ジオの意味で、「スタジオ」を「スタ」と略称しているものであり、いずれ
も、「スタジオ」という単語を前記3で認定した本来の語義に従って用いてい
る例にすぎず、本件商標の指定役務である自動車及びその部品の小売又は卸売
の業務において行われる顧客に対する便益の提供という、「スタジオ」の語の
本来の語義とは直ちに結びつかない場面において、「〇〇スタ」、「スタ〇
〇」を「〇〇スタジオ」、「スタジオ〇〇」の略称として用いている例ではな
い。

また、原告が折込チラシ等において「軽スタ」、「Keiスタ」を「軽スタ
ジオ大蔵谷」という届出済未使用車の販売店舗の略称として使用していること
が認められるものの(甲18～甲20の1・2)、原告の折込チラシの一部は
神戸市須磨区、垂水区など特定の地域に限って配布されたことがうかがわれ
(甲20の2)、本件全証拠によるも、「軽スタ」を「軽スタジオ」の略称と
して用いることが広く知られていたとは認められない。

さらに、中古車や自動車の部品を販売する少なくとも七つの業者が「カー
スタジオ」を含む屋号を使用していること(甲24, 25)、自動車の修理、板
金塗装を行う業者が「16 studio (ジュウロクスタジオ)」という屋号
を使用していること(甲26)が認められるが、本件全証拠によるも、これら
の業者が「〇〇スタ」又は「スタ〇〇」を略称として使用しているとは認めら
れない。

かえて、「〇〇スタ」、「スタ〇〇」の「スタ」が「スタジオ」以外の語
の略称として用いられる例として、「Kobostadomiyama」(「スタ」は「スタ
ジアム」の略称。甲9)、「夏スタ」(「スタ」は「スタジアム」の略称。乙
6)、「味スタ」(「スタ」は「スタジアム」の略称。乙7)、「たの★ス
タ」(「スタ」は「スタッフ」の略称。乙8)、「まちスタ」(「スタ」は
「スタート」、「スタッフ」の略称。乙9)などが認められる。

そうすると、本件商標の指定役務(自動車及びその部品の小売又は卸売の業
務において行われる顧客に対する便益の提供)の需要者が、本件商標「軽ス
タ」に接した場合に、「軽スタジオ」の「ジオ」部分を省略しているものであ
ると認識するものとは認められない。

なお、原告は、被告の商号が「軽スタジオ茅ヶ崎株式会社」であること、被
告が「軽スタジオ」に代えて「軽スタ」という本件商標の使用を開始したこ
と、その後も被告が「軽スタ」と表記した自己のウェブサイト誘導するた
めに「軽スタジオ」というキーワードメタタグを用いていること、被告は、被告
の店舗において、「軽スタ」と「軽スタジオ」を混在して継続使用することを
表明していることなどを指摘するが、これらは、いずれも商標権者である被告
に係る個別具体的な事情であって、本件商標の指定役務全般に係る一般的、恒
常的な取引の実情ではないから、上記判断を左右するものではない。また、被

告が、「軽スタジオ」と「軽スタ」のいずれの標章も使用してきたとしても、被告の認識が、本件商標と引用商標を離隔的に（場所と時間を異にして）観察する需要者の認識と一致するものとする根拠はないから、この点からしても上記判断を左右するものではない。

6 原告は、一つの商標から2以上の観念が生じることとは否定されないから、仮に「軽スタ」との語から「軽スタジオ」以外の語を想起可能であるとしても、本件商標から引用商標と同一の観念、すなわち、「軽自動車に関する役務の提供が行われる場所や施設」という観念が生じることとは否定されないなどと主張する。

しかし、前記2のとおり、「スタジオ」は、「スタ」という片仮名部分の略称である単語として多数考えられる候補の一つにすぎず、そのように多数考えられる候補の中から、本件商標の指定役務と直ちに結びつくものではない「スタジオ」を想起するということとはできない。

そうすると、1個の商標から複数の観念が生ずることがあり得るとしても、本件商標である「軽スタ」から「軽スタジオ」を想起し、「軽自動車に関する役務の提供が行われる場所や施設」という観念を想起するものとは認められないから、原告の主張は理由がない。

7 以上によると、本件商標は、引用商標に類似する商標（商標法4条1項11号）には当たらないから、これと同旨の審決の結論に誤りはなく、原告主張の審決取消事由は理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件商標と引用商標とを対比したとき、筆者は、第35類の役務に係る標章として、本件商標「軽スタ」は引用商標「軽スタジオ」を略した類似の商標といえるのではないかと直感したのである。しかし、判決は、審決が本件商標は「ケイスタ」の称呼を生じ特定の観念を生じないから、両商標は非類似の商標とみるべきであるとして、法4条1項11号に該当しないとの判断を踏襲したのである。

2. 本件において原告は、「スタ」とは「スタジオ」の略称であると語源の根拠を主張し、被告が現に、商号の「軽スタジオ」に代えて「軽スタ」という本件商標の使用を開始したこと、被告は被告の店舗において、「軽スタ」と「軽スタジオ」とを混在して継続使用することを表明していることなどを指摘したことに対し、裁判所はこれらをいずれも商標権者である被告に係る個別的具体的な事情であって、本件商標の指定役務全般に係る一般的、恒常的な取引の実情でないから、上記判断を左右するものではないと判示するが、おかしいと思う。

これについて裁判所は、被告がこのいずれの標章を使用してきたとしても、被告の認識が、本件商標と引用商標とを離隔的に観察する需要者の認識と一致するものとする根拠はないから、この点からしても上記判断を左右するものでは

ないと説示しているが、おかしいと思う。

3. 裁判所は、「スタジオ」は「スタ」という片仮名部分の略称である単語として、多数考えられる候補の一つにすぎないから、多数考えられる候補の中から、本件商標の指定役務と直結するものではない「スタジオ」を想起することはできないと説示し、1個の商標から複数の観念が生ずることがあり得るとしても、本件商標である「軽スタ」から「軽スタジオ」を直ちに想起し、「軽自動車に関する役務の提供が行われる場所や施設」という観念を想起するとは認められないことを理由に、原告の主張を理由がないと説示したが、説得力に欠ける薄弱な理由である。

そこで、たまたま本号に同時掲載しているG-238の判決事件と比較して考えていただきたいと思うのである。

なお、図形商標における観念類似の事例において、商標の類似性が認められた判決事件があるから、G-237を参照されたい。知財高裁においては部違いで、異なる判断がなされるおそれがあるのかとの疑問をいただいた事例である。

〔牛木 理一〕

〔 本 件 商 標 〕

(1 9 0) 【 発 行 国 】 日 本 国 特 許 庁 (J P)

(4 5 0) 【 発 行 日 】 平 成 2 8 年 2 月 9 日 (2 0 1 6 . 2 . 9)

【 公 報 種 別 】 商 標 公 報

(1 1 1) 【 登 録 番 号 】 商 標 登 録 第 5 8 1 7 7 5 3 号 (T 5 8 1 7 7 5 3)

(1 5 1) 【 登 録 日 】 平 成 2 8 年 1 月 8 日 (2 0 1 6 . 1 . 8)

(5 4 1) 【 登 録 商 標 (標 準 文 字) 】 軽 スタ

(5 0 0) 【 商 品 及 び 役 務 の 区 分 の 数 】 1

(5 1 1) 【 商 品 及 び 役 務 の 区 分 並 び に 指 定 商 品 又 は 指 定 役 務 】

第 3 5 類 自 動 車 の 小 売 又 は 卸 売 の 業 務 に お い て 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る 便 益 の 提 供 , 自 動 車 の 部 品 の 小 売 又 は 卸 売 の 業 務 に お い て 行 わ れ る 顧 客 に 対 す る 便 益 の 提 供

【 国 際 分 類 第 1 0 版 】

(2 1 0) 【 出 願 番 号 】 商 願 2 0 1 5 - 6 7 0 6 4 (T 2 0 1 5 - 6 7 0 6 4)

(2 2 0) 【 出 願 日 】 平 成 2 7 年 7 月 1 5 日 (2 0 1 5 . 7 . 1 5)

(7 3 2) 【 商 標 権 者 】

【 識 別 番 号 】 5 1 5 1 9 3 1 5 8

【 氏 名 又 は 名 称 】 軽 スタ ジ オ 茅 ヱ 崎 株 式 会 社

【 住 所 又 は 居 所 】 神 奈 川 県 茅 ヱ 崎 市 茅 ヱ 崎 2 - 1 - 4 8

(7 4 0) 【 代 理 人 】

【 識 別 番 号 】 1 0 0 0 9 5 6 3 6

【 弁 理 士 】

【 氏 名 又 は 名 称 】 早 崎 修

【 法 区 分 】 平 成 2 3 年 改 正

【 審 査 官 】 齋 藤 貴 博

(5 6 1) 【 称 呼 (参 考 情 報) 】 ケー スタ 、 カ ル スタ

【 検 索 用 文 字 商 標 (参 考 情 報) 】 軽 スタ

【 類 似 群 コー ド (参 考 情 報) 】

第 3 5 類 1 2 A 0 5 、 3 5 K 0 4

〔引用商標〕

- (190) 【発行国】日本国特許庁 (JP)
(450) 【発行日】平成23年11月22日 (2011. 11. 22)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第5445390号 (T5445390)
(151) 【登録日】平成23年10月21日 (2011. 10. 21)
(540) 【登録商標】

軽スタジオ

- (500) 【商品及び役務の区分の数】1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第35類 自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自動車の部品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自動車リース事業の運営及び管理, 自動車の売買契約の媒介
【国際分類第9版】
(210) 【出願番号】商願2011-25949 (T2011-25949)
(220) 【出願日】平成23年4月13日 (2011. 4. 13)
(732) 【商標権者】
【識別番号】508016468
【氏名又は名称】株式会社松尾モータース
【住所又は居所】兵庫県神戸市兵庫区門口町3番3号
(740) 【代理人】
【識別番号】100134669
【弁理士】
【氏名又は名称】永井 道彰
【法区分】平成18年改正
【審査官】大森 健司
(561) 【称呼 (参考情報)】ケイスタジオ、カルスタジオ
【検索用文字商標 (参考情報)】軽スタジオ
【類似群コード (参考情報)】
第35類 12A05、35B01、35K04